



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
HP <http://www.zensuiren.org/>
Email zensuiren@k2.dion.ne.jp

編集・発行人 下川 順



東京ゲートブリッジ(通称名:恐竜橋)
24年2月12日開通

目 次

平成24年度 水管理・国土保全局関係予算概要 国土交通省ホームページより(24年1月18日発表公表資料)……………	2
--	---

1. 平成 24 年度 水管理・国土保全局関係予算概要

予算の基本方針

- 東日本大震災対応として、本復旧の速やかな実施や復興に資する整備を着実に実施するとともに、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震等への備えを全国で集中的に実施。
- 新潟・福島豪雨、台風 12 号、台風 15 号等による激甚な水害・土砂災害の発生状況も踏まえ、災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施。また、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮して、予防的な治水対策を実施。

予算の規模

水管理・国土保全局関係予算（一般会計国費） 6,702 億円

治水事業等関係費	6,116 億円 ^{※1}
下水道事業関係費	59 億円 ^{※2}
災害復旧関係費	506 億円
行政経費	22 億円

※ 1 日本再生重点化措置 639億円を含む。

※ 2 日本再生重点化措置 12億円を含む。

※ 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

- ・ 上記以外に、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費1,966億円（うち、復旧1,576億円[※]、復興127億円[※]、全国防災263億円）がある。
- ・ 上記以外に、社会資本整備総合交付金16,124億円（東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費1,729億円（うち、復興267億円[※]、全国防災1,462億円）を含む。）がある。

※ 復興庁に一括計上されている。

日本再生重点化措置

経済発展の支障となる水害・土砂災害等に対する不安の解消による安心・安全社会の実現や、下水汚泥のエネルギー利用等の促進による低炭素・循環型の社会の構築を図る。

(1) 激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策

【国費：639億円】

激甚な水害・土砂災害や、床上浸水が頻発するなど繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施するとともに、より迅速な危機管理対応が的確に図れるよう、監視体制を強化する。

(2) 民間活力による創エネルギー対策(下水道革新的技術実証事業)

【国費：12億円】

下水汚泥のエネルギー利用、下水熱利用に係る革新的技術について、国が主体となって実規模レベルの施設を設置して、技術的な検証を行い、ガイドラインをとりまとめ、民間企業のノウハウ、資金を活用しつつ、全国へ展開する。

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費

【国費：390億円(うち復興127億円、全国防災263億円)※】

東日本大震災の被災地域における復旧、復興への取組みを進めるとともに、今回の大震災の教訓を踏まえて全国的に緊急に実施する必要がある防災・減災対策を実施する。

(1) 河川津波対策

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

(2) 堤防・水門等の耐震・液状化対策

液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

(3) 新たな崩壊のおそれのある箇所等における土砂災害対策

強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施する。

※ 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費として、この他に復旧1,576億円がある。なお、復旧1,576億円、復興127億円は、復興庁に一括計上されている。

※ 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費として、この他に社会資本整備総合交付金(復興267億円、全国防災1,462億円)がある。なお、復興267億円は、復興庁に一括計上されている。

主 要 項 目**1. 治水事業等関係費****(1) 予防的な治水対策 【国費：1,477億円】**

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施する。

(2) 災害対応・危機管理対策 【国費：1,165億円】

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を重点的に実施するとともに、危機管理体制の充実を図る。

〔うち、激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策
【日本再生重点化措置 国費：639億円】〕

(3) 維持管理 【国費：1,301億円】

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行う。
また、増大している老朽化した河川管理施設のうち、著しい劣化等により、機能に重大な支障が生じ、洪水被害を助長するおそれがあるなど、故障した場合に影響が大きいもの等について、優先的かつ計画的に更新・補修を行うなどの戦略的な維持管理・更新を推進する。

(4) ダム建設 【国費：1,084億円】

検証を進めているダム事業については、基本的に、新たな段階に入らず、地元住民の生活設計等への支障に配慮した上で、必要最小限の予算を計上。

検証の対象としない事業のうち、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上。また、川辺川ダムについては、生活再建事業を継続するために必要な予算を計上。

ハツ場ダムについては、対応方針を「継続」としたことを踏まえ、生活再建事業の他、本体工事の準備に必要な関連工事を進めるための予算を計上。

また、補助ダム事業については、今後、個別ダムの検証の動向を可能な限り見極めた上で、適切に対応することとする。（実施計画において確定）

※ 治水事業等関係費として、この他に業務取扱費等がある。

2. 下水道事業関係費**【国費：59億円※】**

下水道事業調査費等では、高効率栄養塩除去（リン回収を含む）、リスクマネジメント、効率的かつ計画的な浸水対策、地震対策等の推進を図るために必要な技術開発、調査研究等を実施する。

※ 日本再生重点化措置 12億円を含む。

2. 平成24年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

事 項	事 業 費			国			
	平成24年度 (A)	前 予 算 額 (B)	対前年度 率 (A/B)	平成24年度 (C=D+E)	対前年度 率 (C/H)	通 常 分 (D)	日 本 再 生 重 点 化 措 置 (E)
治 山 治 水	743,091	767,449	0.97	588,765	1.01	524,912	63,853
治 水	731,608	755,687	0.97	577,249	1.02	514,028	63,221
海 岸	11,483	11,762	0.98	11,516	0.96	10,884	632
住宅都市環境整備事業	32,973	45,081	0.73	22,788	0.78	22,788	-
住 宅 対 策	-	-	-	-	0.00	-	-
都 市 環 境 整 備	32,973	45,081	0.73	22,788	0.78	22,788	-
下 水 道	7,658	16,817	0.46	5,903	0.52	4,739	1,164
一般公共事業計	783,722	829,347	0.94	617,456	0.99	552,439	65,017
災 害 復 旧 等	67,346	67,454	1.00	50,640	1.00	50,640	-
災 害 復 旧	52,328	56,317	0.93	39,923	0.94	39,923	-
災 害 関 連	15,018	11,137	1.35	10,717	1.29	10,717	-
公共事業関係計	851,068	896,801	0.95	668,096	0.99	603,079	65,017
行 政 経 費	2,150	2,246	0.96	2,150	0.96	2,150	-
合 計	853,218	899,047	0.95	670,246	0.99	605,229	65,017

(単位：百万円)

費				備 考
全 国 防 災 (F)	計 (G=C+F)	対前年度 倍率 (G/H)	前 予 算 額 (H)	
26,306	615,071	1.06	580,650	1. 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費については、21頁の復旧・復興枠総括表に掲載している。 2. 左記計数のほか、 (1) 国費には、前年度剰余金等として平成24年度7,953百万円、前年度34,053百万円がある。 (2) 社会資本整備総合交付金〔国費1.4兆円(省全体)〔全国防災を含んだ額は、国費1.6兆円(省全体)〕〕がある。 (3) 内閣府計上の地域再生基盤強化交付金〔国費61,900百万円(国全体)〔全国防災を含む〕〕がある。 3. 事業費は通常分及び日本再生重点化措置の合計額である。 4. 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。 (参考) 全国防災を含んだ場合の事業費の再計
26,306	603,555	1.06	568,663	
-	11,516	0.96	11,987	
-	22,788	0.78	29,227	
-	-	0.00	52	
-	22,788	0.78	29,175	
-	5,903	0.52	11,261	
26,306	643,762	1.04	621,138	
-	50,640	1.00	50,740	
-	39,923	0.94	42,441	
-	10,717	1.29	8,299	
26,306	694,402	1.03	671,878	
-	2,150	0.96	2,246	
26,306	696,552	1.03	674,124	

区分	24年度(百万円)	倍率
公共事業関係費	885,789	0.99

3. 水管理・国土保全局関係予算の項目毎予算内容

3-1 治水事業等関係費

3-1-1 日本再生重点化措置

経済発展の支障となる水害・土砂災害等に対する不安の解消による安心・安全社会の実現や、下水汚泥のエネルギー利用等の促進による低炭素・循環型の社会の構築を図る。

(1) 激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策

【国費：639億円】

激甚な水害・土砂災害や、床上浸水が頻発するなど繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施するとともに、より迅速な危機管理対応が的確に図れるよう、監視体制を強化する。

【例】しなのがわ信濃川(新潟県)

平成23年7月新潟・福島豪雨では、平成16年7月豪雨以降に実施した緊急的な河川改修の事業効果が着実に発現しているものの、信濃川下流域において421戸等の浸水被害が発生するなど、近年10年間で3度の浸水被害が発生。



床上浸水被害解消を目的とした河川改修等により、被害の防止・軽減を図る。

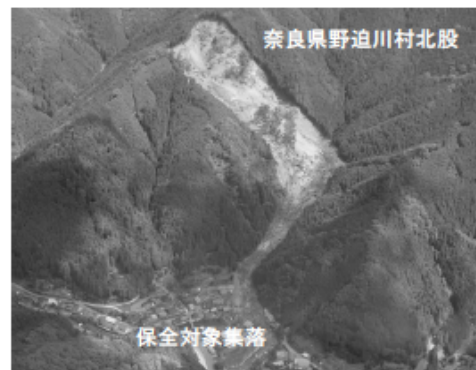


【例】きいざんち紀伊山地(奈良県、和歌山県)

平成23年9月の台風12号による記録的豪雨により、土砂災害による死者・行方不明者56名、人家被害176戸等の甚大な被害が発生。特に大規模な斜面崩落に伴う多数の河道閉塞等が発生し、甚大な二次災害のおそれ。



短期集中的な整備により、激甚な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を図る。



【例】新燃岳(宮崎県)

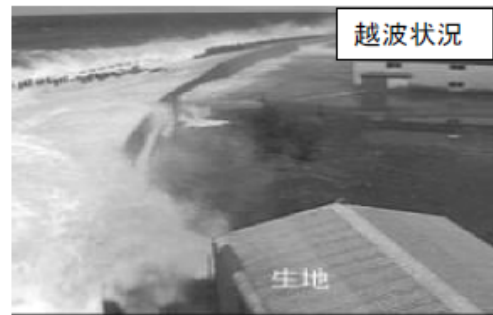
平成 23 年 1 月から霧島山(新燃岳)の噴火活動が活発化し、大淀川上流域に大量の火山噴出物が堆積。降雨による土石流被害の発生の危険性が增大。



砂防堰堤等を緊急的に整備することにより、火山灰の流出に伴う土石流等の発生による被害を防止し、地域の安全・安心を確保する。

【例】下新川海岸(富山県)

平成 20 年 2 月の低気圧による高波により、越波が発生し、背後の住宅・農地等が浸水。死者 2 名、負傷者 16 名、全壊 4 棟、半壊 7 棟、一部損壊・床上・床下浸水 164 棟など、甚大な被害が発生し、地域の負担が増大。

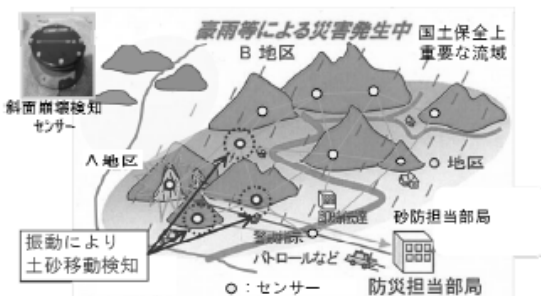


概ね 10 年で家屋連担地区を防護する離岸堤等を整備し、被害の防止・軽減を図る。

【大規模災害に備えた監視観測体制の強化】

- ・平成 23 年 9 月の台風 12 号では、河道閉塞に伴う甚大な二次災害が懸念。
- ・大規模災害時のより迅速な対応を図るため、深層崩壊発生の危険性が高い地域において、斜面崩壊検知センサーの設置やレーザー航空測量等を行う。

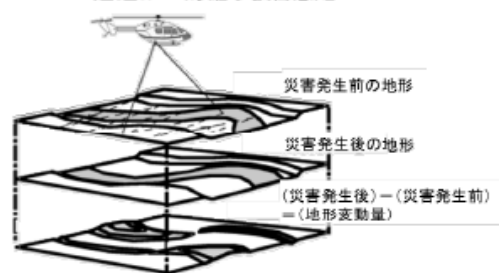
・斜面崩壊検知センサーの設置



大規模土砂災害をリアルタイムに把握

・レーザー航空測量の実施

迅速かつ的確な被害想定



災害前後の地形情報の把握

災害直後の迅速・的確な初動体制の確保や
地域住民への情報提供の実施

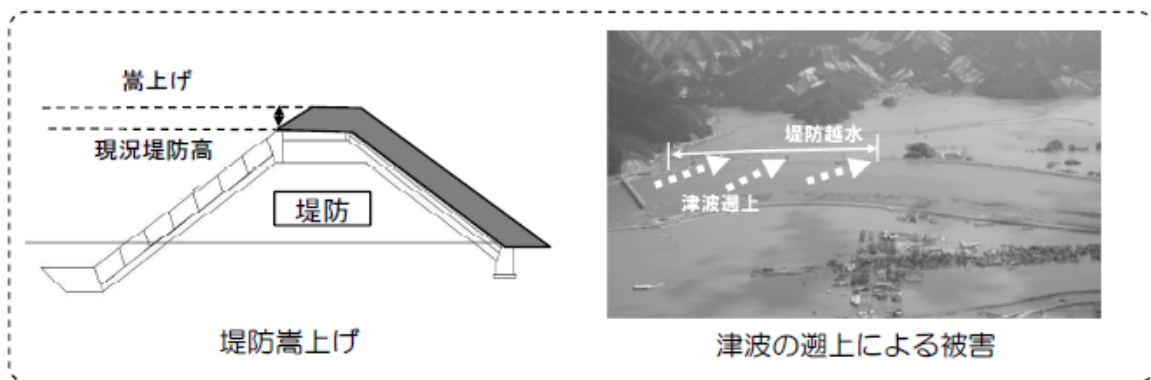
3-1-2 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費

東日本大震災の被災地域における復旧、復興への取組みを進めるとともに、今回の大震災の教訓を踏まえて全国的に緊急に実施する必要がある防災・減災対策を実施する。

【国費：390億円（うち復興127億円、全国防災263億円）※】

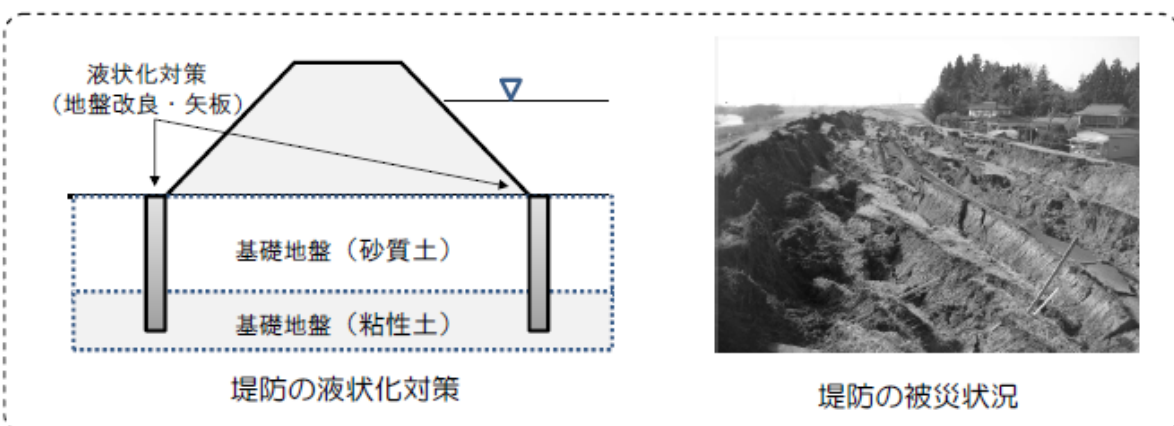
(1) 河川津波対策

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ等を実施し、被害の防止・軽減を図る。



(2) 堤防・水門等の耐震・液状化対策

液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。



(3) 新たな崩壊のおそれのある箇所等における土砂災害対策

強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施する。



3-1-3 主要項目

(1) 予防的な治水対策【国費:1,477億円】

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施する。

- 三大都市圏などの重要区間における堤防の強化及び氾濫域に政令市等を抱える災害危険度の高い河川の整備

【首都圏氾濫区域堤防強化対策】

浸透による堤防の決壊を防止するため、堤防強化対策を実施。

(利根川、江戸川)

■利根川が決壊した場合

- 浸水想定区域面積 約530km²
- 被災人口 約230万人



【災害危険度の高い河川の整備】

市街地の浸水被害を防止するため、堤防整備等を実施。



市街地部を貫流する白川(熊本県)

- 大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や被災すると経済活動に甚大な影響を及ぼす重要交通網等の保全

【例】常願寺川水系砂防(富山県)

崩壊地の拡大防止や土砂氾濫の防止等の根幹的な土砂災害対策。



【例】由比地区地すべり(静岡県)

被災すると人命や経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある箇所の土砂災害対策。



○ 背後地に人口・資産集積地区や重要交通網を抱える海岸の保全

ふじかいがん
【例】富士海岸(静岡県)
 全国的な交通ネットワークや主要都市を防護するための海岸保全施設の整備

浸水想定区域内に主要幹線道路である国道1号(約52,000台/12h)やJR東海道本線が位置し、背後地は住宅が密集

○ 新型高性能レーダ(XバンドMPレーダ)網等を活用した流域における洪水・浸水状況の監視・予測

- ・ XバンドMPレーダの整備を推進し、詳細な降雨観測や高精度な洪水予測の実施等により、広域的な水災害の監視・予測を強化。
- ・ 地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進。

【既存レーダ(Cバンドレーダ)】
 (最小観測面積:1kmメッシュ、配信周期:5分
 観測から配信に要する時間 5~10分)

【XバンドMPレーダ】
 (最小観測面積:250mメッシュ、配信周期:1分
 観測から配信に要する時間 1~2分)

・ 高頻度(5倍)
 ・ 高分解能(16倍)

(2) 災害対応・危機管理対策 【国費:1,165億円】

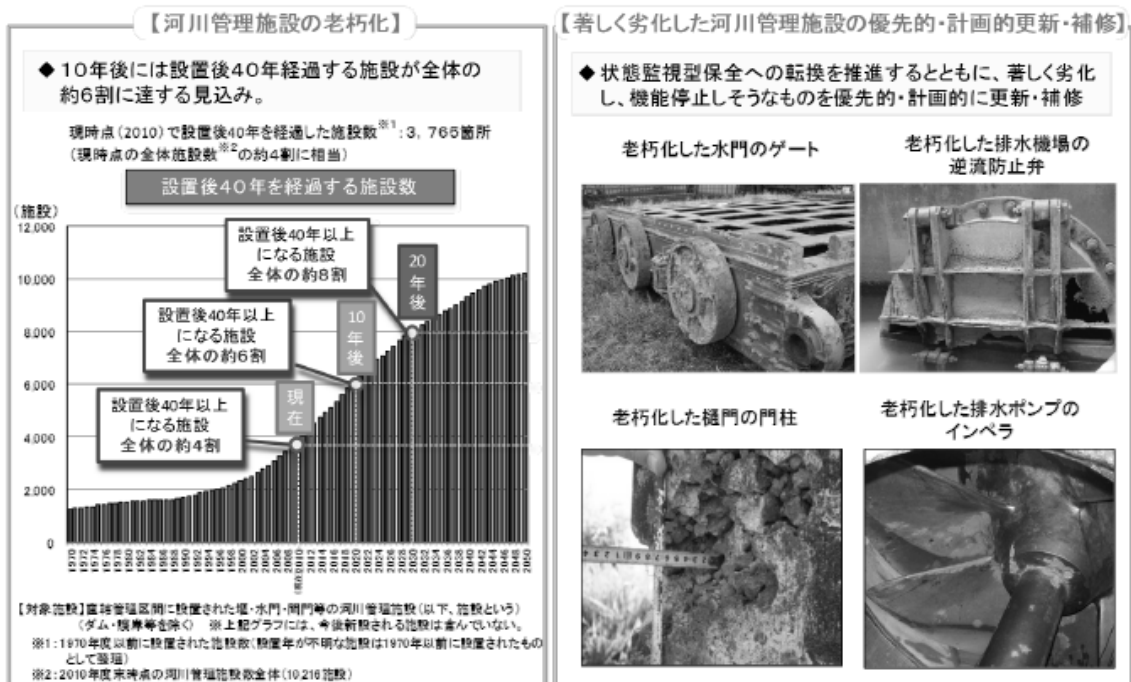
災害が発生した地域において再度災害の防止対策を重点的に実施するとともに、危機管理体制の充実を図る。

激甚な水害・土砂災害や、床上浸水が頻発するなど繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施するとともに、より迅速な危機管理対応が的確に図れるよう、監視体制を強化する。(日本再生重点化措置【国費:639億円】(再掲))

(3) 維持管理【国費:1,301億円】

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行う。

また、増大している老朽化した河川管理施設のうち、著しい劣化等により、機能に重大な支障が生じ、洪水被害を助長するおそれがあるなど、故障した場合に影響が大きいもの等について、優先的かつ計画的に更新・補修を行うなどの戦略的な維持管理・更新を推進する。



(4) ダム建設【国費:1,084億円】

検証を進めているダム事業については、基本的に、新たな段階に入らず、地元住民の生活設計等への支障に配慮した上で、必要最小限の予算を計上。

検証の対象としない事業のうち、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上。また、川辺川ダムについては、生活再建事業を継続するために必要な予算を計上。

ハツ場ダムについては、対応方針を「継続」としたことを踏まえ、生活再建事業の他、本体工事の準備に必要な関連工事を進めるための予算を計上。

また、補助ダム事業については、今後、個別ダムの検証の動向を可能な限り見極めた上で、適切に対応することとする。(実施計画において確定)

3-1-4 その他

(1) 高規格堤防整備事業

高規格堤防については、昨年の行政刷新会議の事業仕分けの指摘を受け、いったん白紙にしてゼロベースで検討を行った。東日本大震災を踏まえれば、災害に対してはハード・ソフト両面の対応が必要であり、施設の整備水準を上回る外力に対しても、人命を守ることを第一に対応することが重要である。そのためには、地域と一緒に避難計画を策定し、広域避難場所の確保も含めた避難体制を整備するとともに、安全な避難場所が十分ではない、あるいは密集狭隘のため避難できない場合もあることから堤防の決壊を回避する方策も必要となり、例えば海面下の土地で人命を守るためには高規格堤防が必要である。高規格堤防は施設の計画規模を上回る洪水に対しても決壊しない堤防であり、また、まちづくり事業と一体となって、地域住民の人命を守る安全で良好な住環境を形成するとともに、河川から離れた地域の安全度も高めるものである。

このようなことから、高規格堤防については、「人命を守る」ということを最重視し、そのために必要な区間として「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」とすることにした。

具体的な考え方は、

- (1) 堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間
- (2) 堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間
- (3) 堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間

とし、氾濫形態や地形等を考慮して区間を設定する。

円滑な事業推進を図るために必要な諸方策については、引き続き検討を行う。



平成24年度予算における具体的な扱い

- (1) 予算成立後の実施計画策定時に確定する。
- (2) 新規箇所には着手しないこととする。

(2) 低炭素循環型社会に向けた未利用クリーンエネルギーの徹底的な活用 (ダム管理用発電の促進)

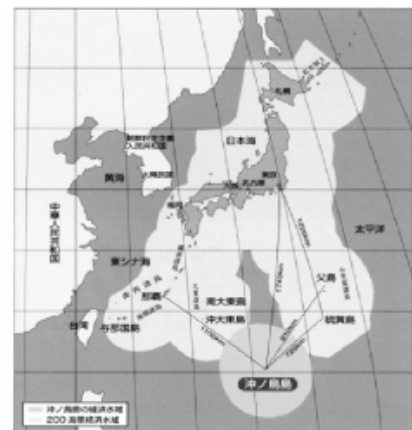
直轄管理ダム等においては、順次、水力を活用する管理用発電設備を導入し、既に約3割のダムで、維持管理に必要な年間電力量を賄っている状況。

今後、全ての直轄管理ダム等において、管理用発電設備の導入可能性の総点検を実施し、更なる未利用クリーンエネルギーの徹底的な有効利用を促進。

(3) 沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利（国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域）の基礎となる極めて重要な島である。

国土保全・利活用の重要性に鑑み、国の直轄管理により、沖ノ鳥島の適切な維持管理を図るため、護岸コンクリートの損傷について点検やひび割れの補修等を行うとともに、サンゴの増殖等による島の保全対策や利活用策等を検討する。



沖ノ鳥島によりもたらされる国土面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済水域

(4) 大規模地震・津波対策検討調査(海岸省庁で共同実施)

設計津波高を超える津波に対する海岸堤防の粘り強い構造についての検討を実施。

3-2 下水道事業関係費

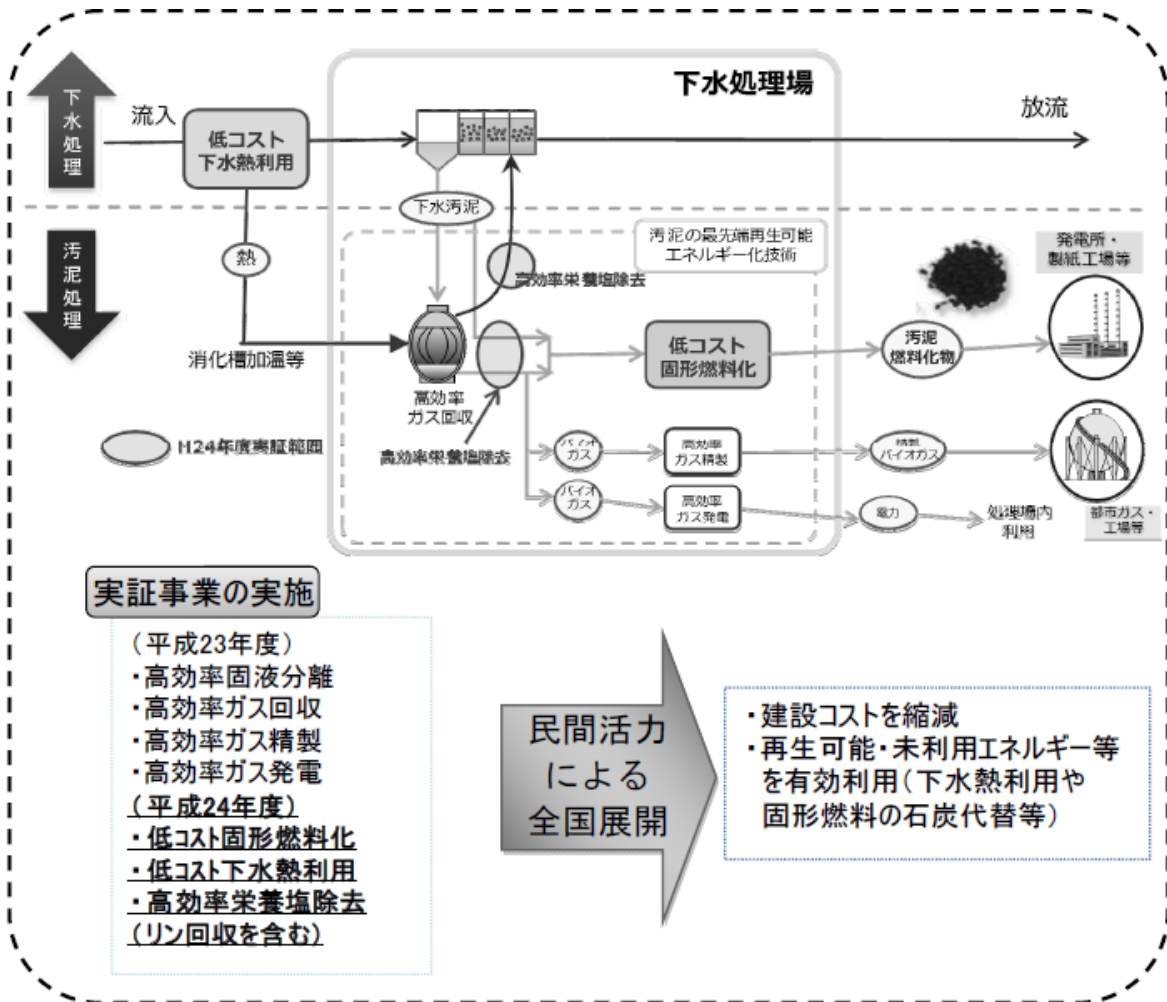
民間活力による創エネルギー対策

◇ 下水道革新的技術実証事業

【国費:29億円 うち日本再生重点化措置 12億円】

低炭素・循環型システムの構築のため、下水汚泥のエネルギー利用、下水熱利用、下水処理に係る革新的技術について、国が主体となって実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインをとりまとめ、民間企業のノウハウ、資金を活用しつつ全国の下水道施設への導入促進を図る。

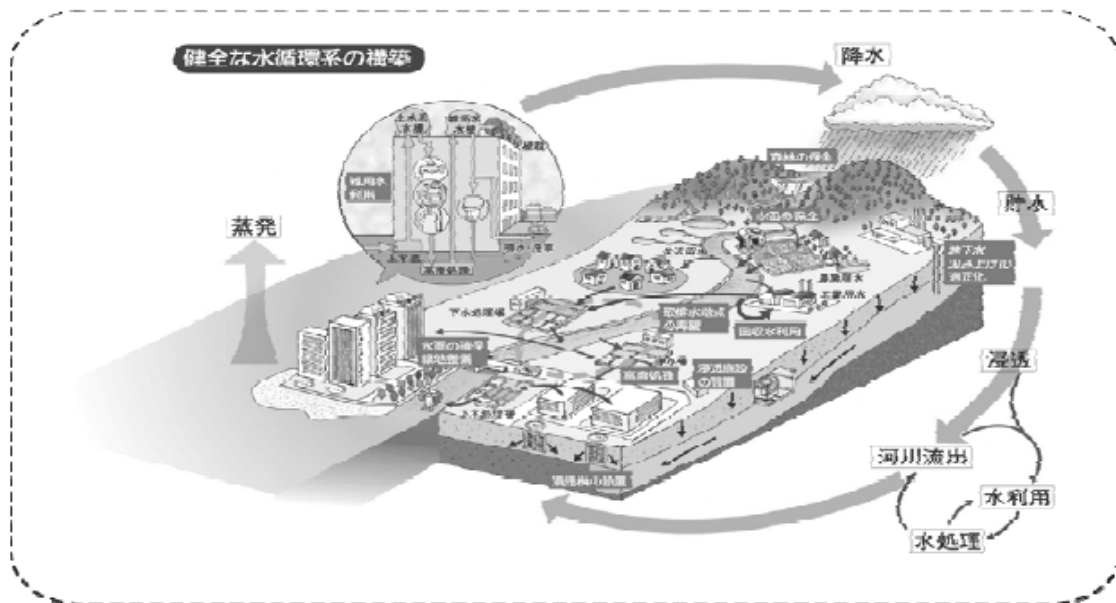
※実証事業のイメージ



3-3 行政経費

(1) 健全な水循環系の構築【国費:167百万円】

健全な水循環系の構築に向けて、災害時の広域的な応援体制等を盛り込んだ「水供給システム危機管理ガイドライン（仮称）」及び地下水、河川水の一体管理に向けた「地下水管理指針」の作成等の総合的な水資源管理を推進する。



(2) 下水道分野の水ビジネス国際展開【国費:92百万円】

世界の水ビジネス市場に対して、我が国が培ってきた政策・技術を核とした水インフラを海外展開するため「政策と技術のパッケージによるプロジェクト形成」、「国際優位技術を活用した下水道システムの戦略的な国際標準化」、「日本版ハブ（国際展開拠点）構想の推進」を柱として取組を実施する。

(3) 民間活用のための下水道先端的管理手法実証事業に関する調査

【国費:20百万円】

下水道施設の老朽化に伴う課題に対応するため、効率的な新技術の有効性・経済性の検証等を実施し、管路における点検調査・診断、修繕を組み合わせた効率的・先端的管理手法を確立することにより民間活用の促進を図る。

4. 新規事項

4-1 新規制度

(1) 河川工作物関連応急対策事業の拡充

- ・ 急速に河川管理施設の老朽化が進む中で、確実に安全を確保するため、計画的に老朽化施設の対策を講じていく必要がある。
- ・ このため、現行の構造基準を満たしていない施設の改良を計画的に行っている河川工作物関連応急対策事業を拡充し、老朽化施設の質的な改良（耐久性、材料強度や機械の性能などの機能向上）を対象とすることにより、計画的に老朽化施設の対策を講じていく。

(2) 新世代下水道支援事業制度の拡充

- ・ 東日本大震災において、津波により下水処理場の機械・電気設備の多くが破損し、また、商用電力の供給が停止したところ。
- ・ 被災地における新エネルギー対策を推進するため、下水処理水等を利用した小水力発電、水処理施設等を利用した太陽光発電の施設整備を支援する。

5. 水資源関連予算

5-1 平成24年度水資源対策関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	24年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増△減 (A-B)	倍率 (A/B)	備 考
1. 健全な水循環系の構築	110	116	▲6	0.95	
2. 水源地域の振興	26	29	▲3	0.90	
3. 世界的な水問題への対応	46	51	▲5	0.90	
4. 安定的な水利用の確保の ための合意形成と計画的 な実施	29	32	▲3	0.91	
5. その他	26	27	▲1	0.96	
合 計	237	254	▲17	0.93	

(注) 四捨五入の関係で、合計、比較増△減は必ずしも一致しない。

5-2 独立行政法人水資源機構

独立行政法人水資源機構事業 【国費:276億円】

独立行政法人水資源機構においては、建設事業及び管理業務等を適切に実施する。

平成24年度独立行政法人水資源機構予算総括表

(単位:百万円)

区 分	24年度 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A/B)	備 考
独立行政法人水資源機構	25,205	29,504	0.85	
※復旧・復興枠	2,379	—	—	

平成24年度独立行政法人水資源機構財政投融资計画等総括表

(単位:百万円)

区 分	24年度 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A/B)	備 考
独立行政法人水資源機構	9,900	10,300	0.96	

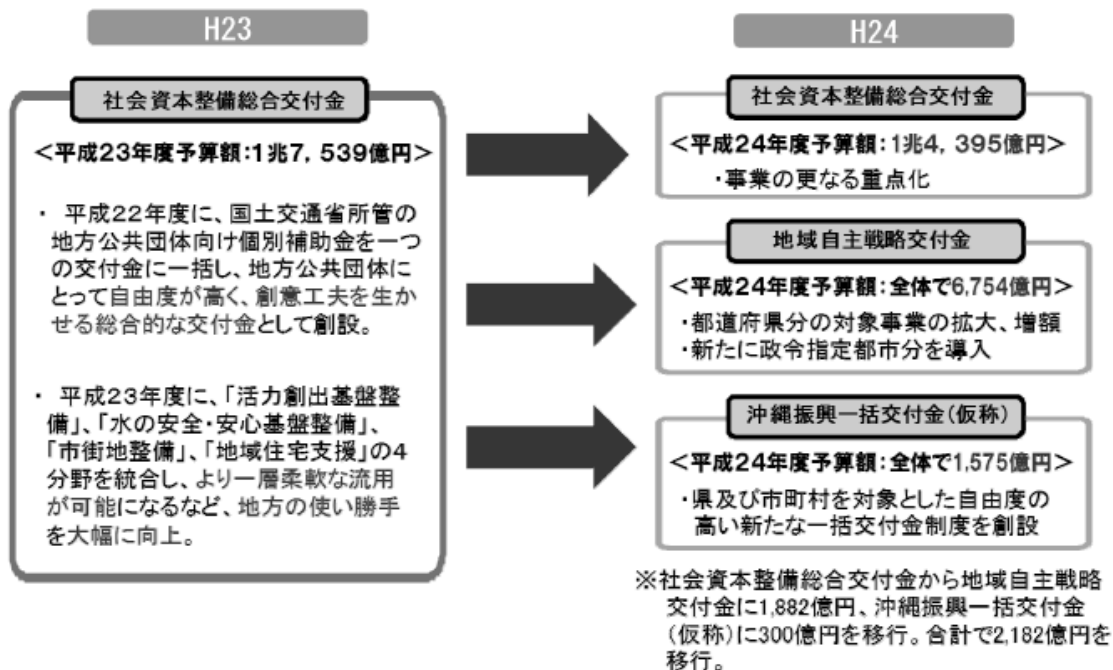
6. その他

6-1 地域主権の確立に向けた取組

国土交通省では、平成22年度予算で従来の個別補助金を原則一本化し、地方の自由度を高めた社会資本整備総合交付金を創設した。平成23年度には、同交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動、偏在が小さい事業等について、投資補助金を一括交付金化した地域自主戦略交付金に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化するとともに、地方の自由度・使い勝手を更に向上させた。

平成24年度には、社会資本整備総合交付金については、政策目的達成のため事業の更なる重点化を図る。地域自主戦略交付金については、都道府県分の対象事業の拡大、増額を図るとともに、政令指定都市分について導入する。また、沖縄分については、県及び市町村を対象に、自由度の高い新たな一括交付金制度を創設する。

今後とも、地方の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、社会資本整備総合交付金や地域自主戦略交付金等が、それぞれの特性を十分に発揮し、適切な役割分担の下で円滑な事業の実施を図るものとする。



〈参考〉

(1)平成24年度 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費総括表

(単位：百万円)

事 項	水管理・国土保全局関係 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費							
			復 旧		復 興		全国防災	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
	(18,164)	(12,728)			(18,164)	(12,728)	(-)	(-)
治 山 治 水	52,886	39,034	-	-	18,164	12,728	34,722	26,306
	(18,164)	(12,728)			(18,164)	(12,728)	(-)	(-)
治 水	52,886	39,034	-	-	18,164	12,728	34,722	26,306
海 岸	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅都市環境整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-
住 宅 対 策	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市 環 境 整 備	-	-	-	-	-	-	-	-
下 水 道	-	-	-	-	-	-	-	-
一般公共事業 計	(18,164) 52,886	(12,728) 39,034	-	-	(18,164) 18,164	(12,728) 12,728	(-) 34,722	(-) 26,306
災 害 復 旧 等	(165,740) 165,740	(157,553) 157,553	(165,740) 165,740	(157,553) 157,553	-	-	-	-
災 害 復 旧	(165,524) 165,524	(157,395) 157,395	(165,524) 165,524	(157,395) 157,395	-	-	-	-
災 害 関 連	(216) 216	(158) 158	(216) 216	(158) 158	-	-	-	-
公共事業関係 計	(183,904) 218,626	(170,281) 196,587	(165,740) 165,740	(157,553) 157,553	(18,164) 18,164	(12,728) 12,728	(-) 34,722	(-) 26,306
行 政 経 費	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	(183,904) 218,626	(170,281) 196,587	(165,740) 165,740	(157,553) 157,553	(18,164) 18,164	(12,728) 12,728	(-) 34,722	(-) 26,306

※1. 上段()内書きは復興庁一括計上分である。

※2. 上記計数のほか、

(1) 社会資本整備総合交付金〔国費1,729億円(省全体)〔うち復興庁一括計上の国費267億円〕〕がある。

(2) 復興庁計上の東日本大震災復興交付金〔国費286,760百万円(国全体)〕がある。

※3. 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

(2) 東日本大震災

(2)-1 津波による浸水被害

- 東北・関東6県で535km²が津波により浸水
(うち、用途地域の浸水面積119km²(用途地域の13%))^{※1}
- 約127,000戸が全壊、死者約15,800人、行方不明者約3,500人^{※2}
 - ※1：平成23年8月4日国土交通省記者発表
 - ※2：警察庁緊急災害警備本部の平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置
(平成24年1月11日現在)より作成

(2)-2 復旧・復興への取り組み

(海岸対策)

- 岩手、宮城、福島各県の515地区海岸(堤防・護岸延長約300km)のうち、373地区海岸^{※1}(約190km^{※2})で被災。青森、茨城、千葉各県の468地区海岸のうち、43地区海岸で被災。
 - ※1 警戒区域内(福島第一原子力発電所から半径20km圏内)を除く。今後の調査により、地区海岸数が増加する見込み。
 - ※2 航空写真による概略調査によるものであり、今後の詳細調査で延長が変わる可能性がある。
- このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸(約50km)について応急対策を実施し、昨年9月末までに概ね完了。
- 新計画堤防高については、昨年8月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9月9日に宮城県、10月8日に福島県、9月26日及び10月20日に岩手県が公表済み。
- 本復旧については、国施工区間(代行区間を含む)のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において、概ね平成24年度末を目途に完了することを目標とし、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね5年での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。

【海岸堤防の被災状況及び応急工事実施状況 例:宮城県仙台湾南部海岸】



※東日本大震災復興対策本部：『各府省の事業計画と工程表のとりまとめ』を基に、水管理・国土保全局作成

(河川対策)

- 国管理区間の堤防で被災した北上川水系等9水系 2,115 箇所については、昨年7月までに1箇所※を除き応急対策が完了。なお、そのうち9水系 1,726 箇所については、被災前と同程度の安全水準まで本復旧を完了。
 県管理区間では、112 水系 379 河川 1,023 箇所での災害復旧事業を予定。なお、そのうち施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い133箇所については応急対策を完了。
 ※地盤沈下により広範囲に農地が水没している地区で、災害復旧の実施に向け関係機関と調整が必要な箇所
- 国管理区間では、本復旧が終わっていない残りの8水系 389 箇所全てについて、堤防設計等の施工準備が終了した箇所から、本復旧に順次着手し、平成24年出水期(6月頃～)までに、被災前と同程度の安全水準(沈下・液状化対策を含む)まで本復旧を完了予定。
 県管理区間についても、堤防設計等の施工準備が終了した箇所から、本復旧に順次着手し、平成24年出水期(6月頃～)までに、595箇所について本復旧を完了予定。
 併せて、液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- 海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所を完了させることを目標とする。(まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。)併せて、今後津波の遡上が想定される区間の水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

【河川堤防の被災状況及び応急工事実施状況 例:宮城県石巻市北上川】



(土砂災害対策)

- 地震により 12 県で 141 件の土砂災害（雪崩含む）が発生。昨年8月末までに、震度5強以上を観測した市区町村における約 30,000 箇所の土砂災害危険箇所の点検及び必要に応じ土のう積みや観測機器の設置等応急対策を完了。
- これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている宮城、福島、栃木、新潟各県の 18 箇所の緊急的な土砂災害対策については、平成 23 年度内を目途に対策を完了予定。また、地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれのある箇所で重要な保全対象を有する 24 箇所の土砂災害対策については、平成 23 年度内を目途に緊急的な対策を完了予定。
また、地震に伴い発生した不安定土砂が流動化すること等により、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている8箇所で土砂災害対策を実施し、地域の復興を支援する。その他の箇所については、現場状況等を踏まえ、平成 23 年度内に対策が必要な箇所の抽出を行い、事業計画に係わる被災県との調整を完了し、工程を明示したうえで、概ね5年を目途に必要な箇所の対策を逐次完了させることを目標とする。

【土砂災害発生状況 例：福島県白河市葉ノ木平、宮城県石巻市鹿妻山】



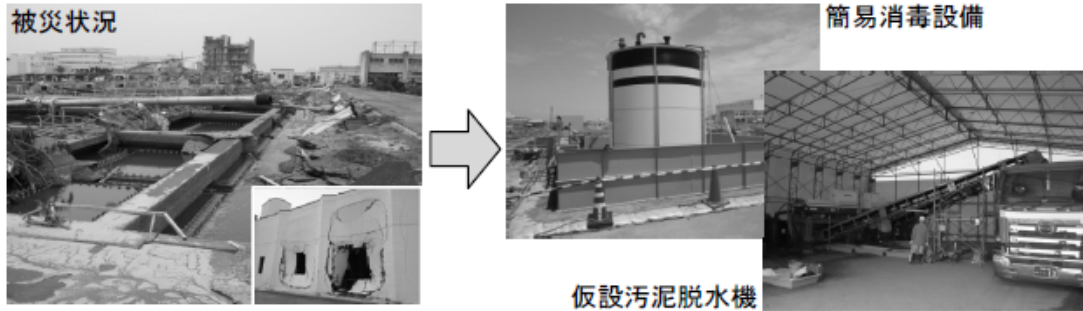
(下水道)

- 被災した下水管 642km のうち汚水を流下させるために応急対応が必要な箇所については平成 23 年5月までに完了。復興計画と整合を図りながら、早期に本復旧を完了させることを目標とする。なお、下水道施設については法令により耐震化が義務づけられていることから、下水管の本復旧にあたっては耐震化を併せて実施。
- 被災した下水処理場 120 箇所のうち、96 箇所は平成 23 年 12 月までに通常処理まで復旧済みであるが、太平洋沿岸部にある東北3県の処理場 15 箇所は稼働停止中、福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内にある9箇所は被災状況不明。
- 稼働停止中の下水処理場 15 箇所のうち、汚水が発生していて処理の必要がある 13 箇所全てにおいて緊急的な処理を既に開始している。壊滅的な被害を受けたために汚水発生のない2箇所については、復興計画の中で検討していく。

- 上記 13 箇所について、平成 23 年度末までに 3 箇所、平成 24 年度末までには、大規模な処理場 1 箇所を除き、全箇所において通常処理を開始。大規模な処理場 1 箇所では、平成 23 年度中に中級処理を開始するとともに、復興計画と整合を図りつつ、早期に通常処理を開始することを目標とする。

(平成 24 年 1 月 10 日現在)

【下水処理場の被災状況及び復旧状況：仙台市南蒲生浄化センター】



(TEC-FORCE 隊員と排水ポンプ車の派遣)

- 東日本大震災においては、国土交通大臣の指示の下、地震直後から全国の災害対応を通じて蓄積した専門知識を有する人員や災害対策用資機材の広域運用を開始。
- 発災当日 62 名、発災翌日 397 名、3 日後には 500 名を超える体制(延べ 18,115 人・日)で、迅速な被災状況の把握、途絶した通信機能の確保、排水ポンプ車による湛水の排除、災害復旧のための調査等を実施。

(具体の実施内容)

- 地震発生直後に仙台空港からヘリを離陸し、津波襲来の状況など被災状況を的確に把握し、被災地域の救援、応急復旧に寄与。
- 仙台平野においては地盤沈下と津波が相まって広範に浸水したことから応急復旧等のため、全国から排水ポンプ車 120 台をはじめとする災害対策用機材を集結し排水作業等を実施。
- 発災直後より、被災市町村等に職員を派遣し、自治体への技術的な助言や、自治体が必要とする救援物資の情報収集、被災現場の現地調査立会、仮設住宅調査等を実施。



先遣班(ヘリ調査)



各地方整備局から集結した排水ポンプ車の活動状況



地元自治体への助言

工程表全体版(1)

	H23			H24			H25			H26以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月		7月
1. 海岸対策		応急対策 ※地域生活・産業・物産・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸(約50km)	施工準備(堤防設計等)	復旧堤防高さの公表(9/9:宮城県、10/7:福島県、9/28・10/20:岩手県)							
2. 河川対策		応急対策	施工準備(堤防設計等)	同管理川24年出水期(6月頃～)を目途に、警戒期と同程度の安全水準を確保(管理)約6割の995箇所において本復旧完了	本復旧(河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市町村策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了。)						
3. 下水道対策		(※)避難判断水位等を引き下げて運用	出水期	出水期	出水期	出水期	出水期	出水期			
i) 主に大規模な処理場の復旧①		簡易処理	本復旧工事	暫定処理	通常処理の開始	通常処理	通常処理	通常処理			
ii) 主に大規模な処理場の復旧②		簡易処理	本復旧工事	中級処理 ※放流先の状況を見ながら処理レベルを向上	通常処理の開始	通常処理	通常処理	通常処理			
iii) 中小規模の処理場の復旧		簡易処理	本復旧工事	通常処理の開始	通常処理	通常処理	通常処理	通常処理			
iv) 復興計画に基づく復旧		簡易処理	通常処理の開始	通常処理と同程度の処理をしつつ、本復旧については復興計画に基づき実施							
(該当する処理場 合計13箇所) i) (宮城県)仙塩浄化センター、黒南浄化センター ii) (岩手県)釜石市 大平下水処理場 (宮城県)仙台市 南蒲生浄化センター、山元町 山元浄化センター、計4箇所 気仙沼市 津谷街浄化センター、野田村 野田浄化センター (宮城県)大船渡市 大船渡浄化センター、大槌町 大槌浄化センター、野田村 野田浄化センター (福島県)石巻市 石巻浄化センター、計5箇所 (福島県)広野町 広野浄化センター iv) (岩手県)陸前高田市 陸前高田浄化センター (宮城県)気仙沼市 気仙沼終末処理場 計2箇所											

工程表全体版(2)

	H23			H24			H25			H26以降		
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月		7月	10月
9. 土砂災害対策	<p>土砂災害危険箇所の点検等</p> <p>崩壊が発生した箇所における緊急的な土砂災害対策の実施 ※宮城、福島、栃木、新潟各県の18箇所</p> <p>地盤の緩んだ箇所等における砂防堰堤等の整備 (重要な保全対象を有する24箇所についてはH23年程度を目途に緊急的な対策を完了予定。それ以外については概ね5年を目途に必要な箇所の対策を完了)</p> <p>(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用</p>											
	<p>10. 地盤沈下・液状化対策</p> <p>緊急排水</p> <p>地盤沈下対策 (排水対策)</p> <p>液状化対策 (液状化に関する研究及び技術開発の推進)</p>											
<p>復旧堤防高さの公表 (9/9:宮城県、10/8:福島県、9/26・10/20:岩手県)</p> <p>浸水対策の実施</p> <p>浸水対策の実施</p> <p>(※)関係係部局が連携し、緊急防衛を実施するとともに、浸水時に速やかな排水を実施できるよう排水ポンプ車を広域に配備</p>												
<p>各施設に共通する技術的事項の検討</p> <p>液状化に関する研究及び技術開発を推進し、成果を復興施策に順次反映</p>												

(3) 平成 23 年 7 月 新潟・福島豪雨

(災害概要)

- 新潟県と福島県では、「平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。平成 23 年 7 月 27 日昼頃から雨が降り始め、28 日からは断続的に 1 時間に 80 ミリを超える猛烈な雨が降った。前線が日本海から新潟県付近に停滞したことにより、大雨が同じ地点で長期化し、1,000 ミリを超過する地点があった。

(浸水被害状況・対応)

- 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨は、平成 16 年の豪雨水害の河川整備後に襲来した近年最大級の豪雨であった。信濃川下流域においては上流部での破堤氾濫による被害をもたらし、下流部では計画高水位を大きく上回るなどの危機的状況の下で 30 万人規模の大規模な避難勧告等がなされた。
- 新潟県・福島県で死者・行方不明者 6 人、8,973 戸の家屋の浸水被害が発生するとともに、河川管理施設においても、国管理の 2 水系 8 河川で 29 箇所、自治体管理区間で 1,714 箇所の堤防損傷や河岸欠損等の被害が発生。
- 被災箇所については、応急対策等を実施し、施工準備が終了した箇所から本復旧に着手しているところ。
- 阿賀野川水系只見川等において、護岸決壊等の被害が大規模に発生。福島県知事からの要望を受け、災害復旧工事を県から受託して北陸地方整備局で実施。

<被害状況>

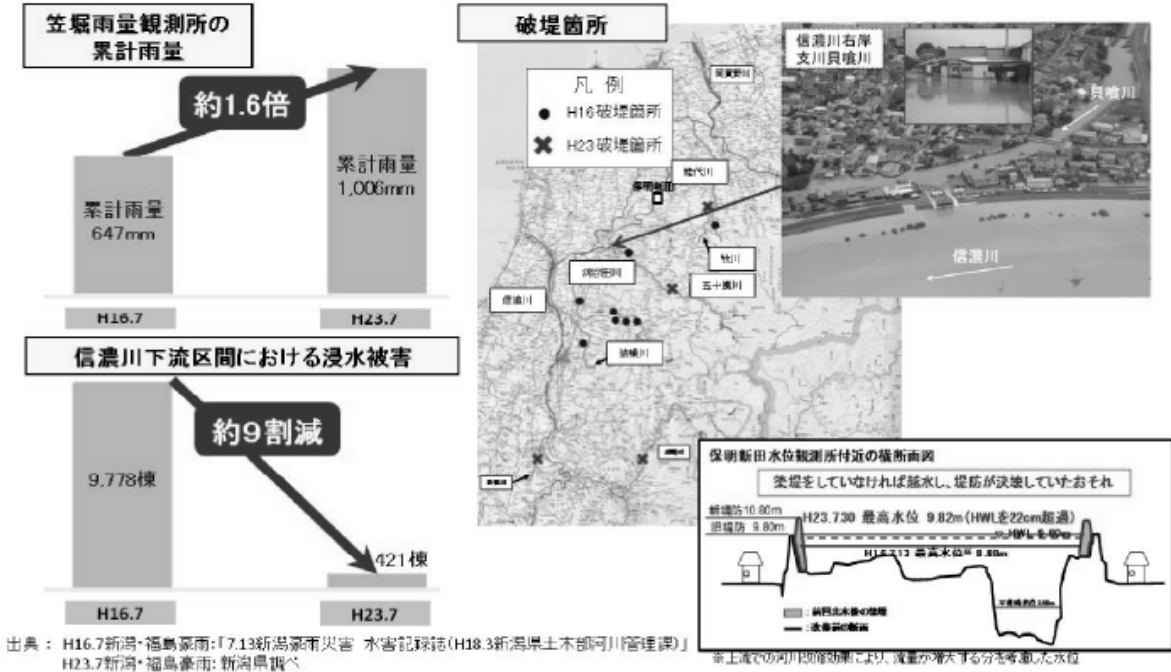


<応急対策状況>



＜河川改修事業の効果＞

- 甚大な被害を出した平成16年7月洪水の規模を上回る約1.6倍の雨量（累計雨量1,006ミリ）を記録（笠堀雨量観測所（国））。
- 信濃川本川では、平成16年の豪雨災害を踏まえた堤防嵩上げ等の効果により、今回越水を回避。一方、未改修区間においては、堤防の決壊や内水による被害が発生しており、さらなる河川整備が必要。



（土砂災害状況・対応）

- 新潟・福島の両県で 271 件の土砂災害が発生し、人家被害 76 戸という甚大な被害が発生。
- 現在、国及び福島県、新潟県により土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備等の整備を実施しているところ。

＜被災状況＞



(4) 平成23年 台風第12号

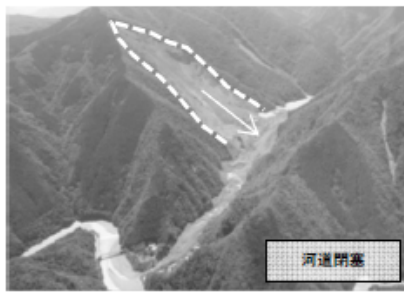
(災害概要)

- 台風12号は9月3日に高知県東部へ上陸し、西日本から北日本にかけ、広い範囲で記録的な大雨となった。特に紀伊半島では8月30日17時からの総降水量が、多いところで1,800ミリを超えた。

(土砂災害状況・対応)

- 全国で201件の土砂災害が発生し、三重県・奈良県・和歌山県を中心に死者・行方不明者56名、人家被害176戸という甚大な被害が発生。
- 奈良県、和歌山県においては複数の深層崩壊が発生し大きな被害が生じたほか、17箇所河川閉塞が形成された。
- 重大な二次災害発生危険性のある5箇所の河川閉塞において、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、避難勧告等の判断を支援するための情報提供及び一般への周知を実施。
- 決壊や氾濫の恐れが特に高い河川閉塞箇所等において、緊急工事を国直轄で実施しているほか、各県により土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備等の整備を実施しているところ。

<被害状況>



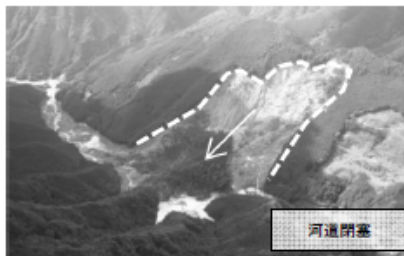
奈良県五條市
大塔町赤谷

河川閉塞



和歌山県東牟婁郡
那智勝浦町

土石流発生



和歌山県田辺市
熊野

河川閉塞



三重県津市
所谷川

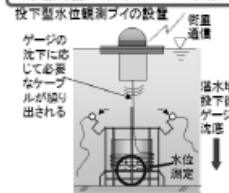
土石流発生

<緊急調査実施状況>

河川閉塞の高さ等形状の計測
上空からのレーザー距離計による計測



河川閉塞の湛水位の常時観測



土砂災害緊急情報の通知(例)

<p>土石流等による被害が想定される土地の区域</p> <p>五條市大塔町赤谷</p>	<p>重大な土砂災害が想定される種類</p> <p>五條市大塔町赤谷</p> <table border="1"> <tr> <td>河川閉塞の種類</td> <td>重大な土砂災害が想定される河川</td> </tr> <tr> <td>奈良県五條市大塔町赤谷</td> <td>土石流等の発生量が多いため</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>河川閉塞の長さ</td> <td>河川閉塞長さ100m以上の河川</td> </tr> <tr> <td>河川閉塞の水深</td> <td>河川閉塞水深10m以上の河川</td> </tr> <tr> <td>河川閉塞の水深</td> <td>河川閉塞水深10m以上の河川</td> </tr> </table> <p>河川閉塞の長さ100m以上の河川</p> <p>河川閉塞の水深10m以上の河川</p> <p>河川閉塞の水深10m以上の河川</p>	河川閉塞の種類	重大な土砂災害が想定される河川	奈良県五條市大塔町赤谷	土石流等の発生量が多いため	河川閉塞の長さ	河川閉塞長さ100m以上の河川	河川閉塞の水深	河川閉塞水深10m以上の河川	河川閉塞の水深	河川閉塞水深10m以上の河川
河川閉塞の種類	重大な土砂災害が想定される河川										
奈良県五條市大塔町赤谷	土石流等の発生量が多いため										
河川閉塞の長さ	河川閉塞長さ100m以上の河川										
河川閉塞の水深	河川閉塞水深10m以上の河川										
河川閉塞の水深	河川閉塞水深10m以上の河川										

<緊急工事実施状況>



仮橋水路施工状況
(奈良県十津川村長殿)



重機搬入状況
(十津川村ヘリポート)

(浸水被害状況・対応)

- 紀伊半島南部を中心に、堤防が決壊し氾濫するなど、甚大な浸水被害が発生。
- 特に、熊野川・相野谷川においては、計画規模を上回る洪水が発生し、越水等により直轄管理区間沿川において3,148戸の家屋の浸水被害が発生。
- 堤防が被災した区間の復旧の他、再度災害防止のため、河川激甚災害対策特別緊急事業を緊急的に実施し、6年間(H23年度～H28年度)で台風12号洪水における熊野川・相野谷川の氾濫による浸水被害を解消。

<被害状況>



<応急対策状況>



(5) 平成 23 年 台風第 15 号

(災害概要)

- 台風 15 号は、9月 21 日 14 時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。
- 西日本から北日本の広い範囲で、暴風や記録的な大雨となった。9月 15 日 0 時から9月 22 日 9 時までの総降水量は、九州や四国の一部で 1,000 ミリを超え、多くの地点で総降水量が9月の降水量平均値の2倍を超えた。

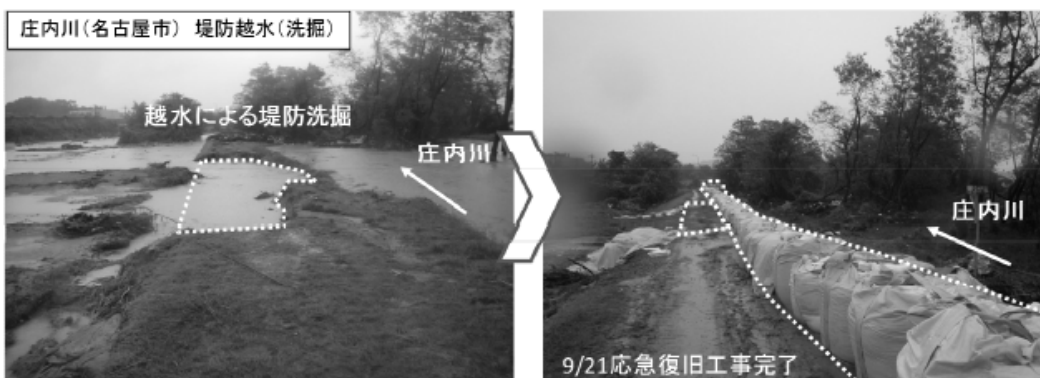
(浸水被害状況・対応)

- 西日本から北日本にかけての広い範囲で暴風や記録的な大雨を観測し、庄内川、阿武隈川等で既往最高水位を超えるなど各地で浸水被害が発生し、全国で 6,872 戸の家屋の浸水被害が発生。
- 庄内川で 100 万人を超える住民に避難勧告が出されるなど、状況が逼迫。
- 被災箇所については、応急対策等を実施し、施工準備が終了した箇所から本復旧に着手しているところ。

<被害状況>



<応急対策状況>



<ダム事業の効果>

- 阿武隈川阿久津地点で計画高水位を上回る出水となり、破堤等の重大な被害が想定された。
- このため、三春ダムにおいては、降雨予測及びダムの空容量を勘案し、全量カットによる洪水調節を行った結果、越水のおそれのあった阿久津地点で約 0.5m の水位低減がなされ、浸水被害の軽減に寄与した。

阿武隈川阿久津地点の出水状況



(土砂災害状況・対応)

- 全国各地で 196 件の土砂災害が発生し、死者2名、人家被害 41 戸という甚大な被害が発生。
- 現在、国及び県において土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処する為の砂防設備等の整備を実施しているところ。



静岡県静岡市葵区桂山沼側



愛知県新城市峯川



岐阜県加茂郡白川町成山地区

(6) 津波防災地域づくりに関する法律等

1. 津波防災地域づくりに関する法律

(平成 23 年 12 月 7 日成立、12 月 14 日公布、12 月 27 日施行)

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区
の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画
の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設
に関する都市計画

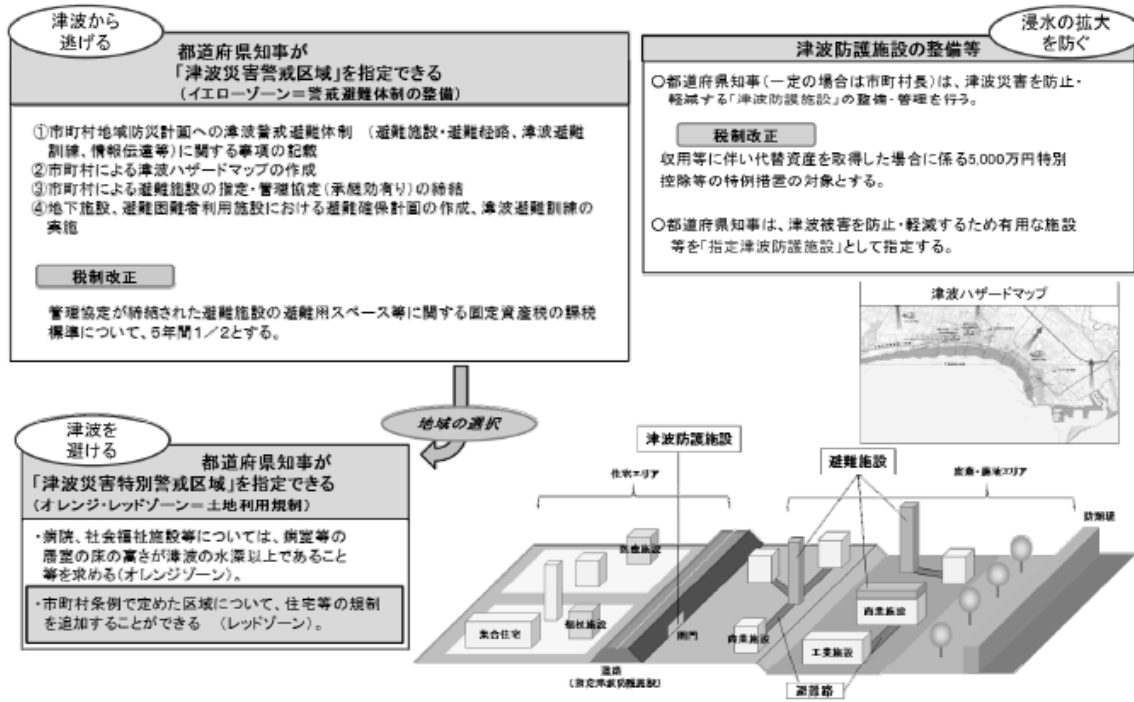
津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の 신설、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

(津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域、津波防護施設等)



2. 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年12月7日成立、12月14日公布、12月27日施行）

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等を行う。

概要

関係法律の規定の整備

- 〇津波防災地域づくりに関する法律において津波防護施設を位置づけることに伴い、関係規定を整備する。
- 〇津波防災地域づくりに関する法律において津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に係る規定を設けることに伴い、関係規定を整備する。
- 〇その他所要の規定の整備。

水防法、建築基準法、土地収用法、都市計画法等の改正

法の施行に伴う津波災害対策等の強化のためのその他の措置

- 〇水防法の目的等の規定において「津波」を明確化する。
- 〇水防計画について、津波の発生時の水防活動等危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。
- 〇国土交通大臣は、著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、洪水、津波又は高潮により浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする。
- 〇その他所要の規定の整備。

水防法等の改正